

松戸市・柏市政令指定都市研究会

ワーキンググループ運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市・柏市政令指定都市研究会規約第5条第2項の規定に基づいて松戸市・柏市政令指定都市研究会（以下「研究会」という。）に設置されるワーキンググループ（以下「グループ」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 グループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 政令指定都市に関する情報の収集及び調査・研究に係ること
- (2) 松戸市及び柏市の現状と課題及び将来像に関する調査・研究に係ること
- (3) 委託業者との連絡調整に係ること
- (4) 研究会の事務に係ること
- (5) その他、必要と認める事項

(構成)

第3条 グループは、研究会の委員が指名した職員で構成する。

(会議)

第4条 グループの会議は、研究会の会長が招集し、必要に応じて随時開催する。
2 グループは、検討や調査・研究のために必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、又は他の方法により、資料等の作成及び説明を受けることができる。

(事務局)

第5条 グループの事務局は、会長の属する市に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、グループの運営に関し必要な事項は、研究会の会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年 7月5日から施行する。